

令和 8 年度

貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務

特記仕様書

令和 8 年 7 月

貝塚市 水道管理課

目 次

第1章 総則	3
第1条 適用範囲	3
第2条 業務目的	3
第3条 一般事項	3
第4条 法令の遵守	4
第5条 公的資格及び個人情報保護	4
第6条 照査	5
第7条 提出書類	5
第8条 審査	5
第9条 業務実施期間	6
第2章 業務概要	7
第10条 業務概要	7
第3章 貝塚市水道管路情報補正	8
第11条 計画準備	8
第12条 資料収集・整理	8
第13条 配水管施設資料調査および入力素図作成	8
第14条 配水管データ作成	8
第15条 給水装置資料調査および入力素図作成	9
第16条 給水管データ作成(メーター位置・番号)	9
第17条 ファイリングデータ関連付け処理	10
第18条 報告書作成	11
第19条 打合せ協議	11
第20条 庁内共有GISセットアップ	12
第21条 かいづかデジマップセットアップ	12
第22条 窓口システムセットアップ	12
第23条 製本図面作成	12
第4章 成果品	14
第24条 成果品	14

第1章 総則

第1条 適用範囲

本業務は、本仕様書に定める仕様に従い実施しなければならない。

第2条 業務目的

貝塚市では、水道施設の適切な維持管理、業務の効率化、市民サービスの向上を目的とし、本市の水道台帳情報を庁内共有GIS及び、公開型GIS（以下、「かいづかデジマップ」という）」で閲覧運用できるようシステムを導入したところである。

本業務は、同システムに係るデータ（配水施設情報・給水施設情報等）の追加・修正等を目的とする。

第3条 一般事項

- (1) 本仕様書は、「貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合は、本市担当員の指示又は協議によるものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者にもらしてはならない。
- (4) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、担当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者は、空間情報総括監理技術者または地理情報標準認定資格者または測量士の資格を有する者を配置し、照査技術者は日本測量協会が発行する空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。
- (5) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (6) 受託者は、業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (7) 受託者は、調査実施に先立ち工程表を提出し、担当員の承諾を受けなければならない。また、変更する場合も同様とする。
- (8) 本業務は、担当員と十分協議打ち合わせの後実施するものとする。
- (9) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (10) 打ち合わせには、議事録をとり内容を明確にして、そのつど担当員に提出しなければならない。

ならない。

- (11) 調査の内容は、本市の都合により変更することがあるがこの場合の委託費は、本市と受託者とで協議して定めるものとする。
- (12) 本調査規模が実施の結果、多少の増減を生じても設計変更は行わない。ただし、甚だしく増減を生じた場合は、この限りでない。
- (13) 受託者は、関係官公署等と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたりこの内容を遅滞なく担当員に報告しなければならない。
- (14) 必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

第4条 法令の遵守

- (1) 受託者は、業務を遂行するに当たり、関係法令、条例規則を遵守すること。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者が費用を負担し責任をもって行うこと。なお、建設業退職金共済制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

第5条 公的資格及び個人情報保護

- (1) 受託者は本業務の処理に従事する者、または従事していた者は本業務の処理により知り得た個人情報、施設情報等を漏洩、または乱用してはならない。また、本業務の履行期間後も同様とする。
- (2) 受託者は、前項に規定する受託者の従事者の責務及び個人情報の保護について、万全の措置を講じなければならないことから、本市と契約締結する事業所において以下のすべての認証を取得しているものとする。
 - ① ISO 9001 (品質マネジメントシステム：QMS)
 - ② ISO 14001 (環境マネジメントシステム：EMS)
 - ③ プライバシーマーク
 - ④ ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS)
 - ⑤ ISO/IEC 27017 (クラウドサービスセキュリティ)
 - ⑥ ISO 55001 (アセットマネジメントシステム)

第6条 照査

- (1) 受託者は、業務を施行する上で、業務の高い質を確保する事に努めるとともに、さらに照査を実施しなければならない。
- (2) 受託者は遺漏なき照査を実施するために、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

第7条 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し承諾をうけたのち着手すること。

管理技術者及び経歴書	提出部数	1 部
照査技術者及び経歴書	提出部数	1 部
管理及び照査技術者の資格証の写し及び雇用証明書の写し	提出部数	1 部
着手届	提出部数	1 部
工程表	提出部数	1 部
実施計画書	提出部数	1 部

提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

- (2) 作業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

完了届	提出部数	1 部
完成図書一式	提出部数	3 部
納品書	提出部数	1 部
支払請求書及び明細書	提出部数	1 部
その他監督員が指示するもの	提出部数	1 部

第8条 審査

- (1) 受託者は、業務完了時に本市の審査を受けなければならない。
- (2) 審査において訂正とされた箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了時において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。
- (4) 審査完了後に発見された成果品の瑕疵は、受託者の責任において補修するものとする。また、補修に必要な経費は受託者の負担とする。

第9条 業務実施期間

業務の実施期間は以下のとおりとする。

契約締結日から令和9年3月19日まで

第2章 業務概要

第10条 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

➤ 水道管路情報補正

(1) 計画準備	1式
(2) 資料収集・整理	1式
(3) 配水管施設資料調査および入力素図作成	3.4km
(4) 配水管データ作成	3.4km
(5) 給水管入力素図作成	242基
(6) 給水管データ作成（メーター位置・番号）	242基
(7) ファイリングデータ関連付け処理	1式
①市発注工事（受託・整備）	3.2km
うち外部工事による配水管整備	0.2km
②（民間）給水装置工事申請分	242件
③漏水証明 修繕工事情報を属性情報に記録	57件
④その他修正	70件
（管種修正、レイアウト修正、添付追加・給水移設・消火栓反映等）	
⑤使用者名義変更を反映（料金システムより抽出）	1式
(8) 報告書作成	1式
(9) 打合せ協議	1式
(10) 庁内共有GISセットアップ	1式
(11) かいづかデジマップセットアップ	1式
(12) 窓口システムセットアップ	1式
(13) 印刷製本作成	1式

第3章 貝塚市水道管路情報補正

第11条 計画準備

計画準備は、本業務の目的を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するために必要な各工程の検討を行い、作業実施計画を立案するものとする。その内容を実施計画書として作成し、委託者の承認を得るものとする。

第12条 資料収集・整理

委託者が貸与する資料より、庁内共有GISに入力を行うための情報追加・修正を行う。閲覧および貸与する資料は以下のとおりとする。

- ①導・送・配水管工事等の設計および竣工図
- ②外部工事（宅地開発に伴う工事）
- ③給水台帳
- ④修繕工事による補正資料
- ⑤消火栓台帳関連資料
- ⑥料金マスター
- ⑦その他

第13条 配水管施設資料調査および入力素図作成

委託者にて保管の竣工資料類（宅地開発に伴う外部工事を含む）を閲覧調査し、その管路情報をシステムの出力図に転記を行うものとする。

資料調査により得られた各種属性情報を整理し、管路上に管種、口径、布設年度、工事番号等を表記する。また、管路の寄りにについても資料から読み取り、適当な位置に付記する。その際、配水管の近傍へ配置し、引出線付きの注記を多用し過ぎないようにすること。

一連の調査により得られた配水管施設の情報を編集し、システム出力図等を基に入力素図を作成する。

第14条 配水管データ作成

(1) 図形データ入力

配水施設、修繕工事による補正箇所及び消火栓設置箇所の入力素図をスキャナにて読

み込んでラスターデータを作成し、そのラスターデータを基に資料から読み取り、図形データ入力を行うものとする。管路の位置など不明な情報がある場合は、一見して精度が判断できるよう、別途表記するものとする。

(2) 属性データ入力

配水施設、修繕工事による補正箇所及び消火栓設置箇所の属性情報について、庁内共有GISの項目内容及び設定に従い、属性データ入力を行うものとする。

(3) 図形属性リンケージ及び整合性チェック

図形データと属性データの紐づけを行い、双方間の整合性を確認するものとする。止むを得ず不整合が生じる箇所については委託者に報告し承認を受けるものとする。

(4) 1/2500 配水管路図補正・標記文字変更

各工程を経て再編集した箇所について、1/2500 配水管路図においても該当管路の管路注記文字（管種・口径・布設年度）を更新し、適切に配置するものとする。

第15条 給水装置資料調査および入力素図作成

- (1) 委託者より貸与された給水関係資料を基に閲覧転記を行い、メーターおよび止水栓と配水管路を結線する。
- (2) 資料不備により配水管と給水管との結線ができない家屋の取り扱いについては、協議の上決定する。
- (3) 一連の調査により得られた情報を編集し、システム出力図等を基に入力用素図を作成する。

第16条 給水管データ作成（メーター位置・番号）

(1) 料金データ取り込み

委託者より貸与する CSV 形式の料金マスター項目の一部（水栓番号・使用者名・メータ番号・住所・方書・検満年月日等）を、水栓番号を基準に、料金マスターの取り込みを行う。

1. 水栓番号が一致したレコードについては、原則として該当する属性情報だけでなく、注記情報の更新を行うこと。
2. 対象外データ

- ① 提供データ内の水栓番号が、GISのメーターの水栓番号と一致しないレコードについては、取り込み処理を行わない。
- ② 水栓番号注記の有無による判定
 - ・水栓番号に対応する注記が存在しないメーター（閉栓中を想定）については、料金マスターの取り込み対象から除外とする。
- ③ 特定項目（材質口径等）の更新禁止
 - ・「PPΦ20」等の材質口径およびその注記情報について、本処理での更新を行わない（※「その他補正」等の別処理にて更新する情報であるため）。
- ④ 集合メーターの処理
 - ・集合住宅名を個人名や部屋番号（〇〇号室等）の方書で上書き更新してしまうことを防ぐため、個別の属性情報を更新するが、注記情報の更新のみ対象外とする。
- ⑤ 文字化け処理
 - ・CSVファイルの使用者名データに、「電話マーク」等の文字化けが含まれている場合は、カタカナ表記の列のデータを採用して更新する。

(2) 図形データ入力

給水装置の入力素図をスキャナにて読み込んでラスターデータを作成し、そのラスターデータを基に、図形データ入力を行うものとする。

(3) 属性データ入力

給水装置工事の属性情報について、庁内共有GISの項目内容及び設定に従い、属性データ入力を行うものとする。

(4) 図形属性リンケージ及び整合性チェック

図形データと属性データの紐づけを行い、双方間の整合性を確認するものとする。止むを得ず不整合が生じる箇所については委託者に報告し承認を受けるものとする。

第17条 ファイリングデータ関連付け処理

(1) 配水管竣工図・修繕工事資料・給水台帳・漏水修繕資料のファイリング作業を行う。

① スキャニング

スキャニング仕様は以下のとおりとする。

- ・200dpi、カラー、マルチページPDF形式とする。
- ・管路竣工図のファイル名には工事種別・年度・工事番号を使用し、以下の例に倣う。

ただし、例外については協議の上で決定する。

➤ 管路竣工図例

整備工事：整R05-12. pdf

受託工事：受R05-04. pdf

修繕工事：修R05-06. pdf

外部工事：外R05-285. pdf

給水装置工事竣工図：024060_R06.pdf

- ・メーターのファイル名には水栓番号・年度・ファイル種別を使用し、以下の例に倣う。

➤ 給水台帳例

02751_R05_給水装置報告書

➤ 消火栓例

消火栓台帳 R06-04

・ただし、配水管と給水管の両方に重複してファイリングを行わず、配水管に管路竣工図をファイリングすること。管路をクリックすれば工事全体の概要は判るため、たとえ竣工図に給水管の記載があったとしても、該当工事の給水管のどれを開いても同じ管路竣工図がファイリングされている状態を避ける。

- ・消火栓台帳のファイル名は管路竣工図に準ずる。

②ファイリング処理

該当図形データとのリンク処理を行い、庁内共有GISの当該施設に関連付けを行うものとする。その際、紐づく属性情報の工事名（整R05-12等）、水栓番号（024060等）、消火栓番号（H-1462号等）との整合性をチェックし、更新を行うこと。

第18条 報告書作成

本業務で実施した内容を、報告書としてとりまとめるものとする。

第19条 打合せ協議

業務の円滑な遂行を図るため、受託者は、業務着手時及び成果品納品時のほか、中間 1

回以上の打合せ協議を行うものとする。打合せ協議後、受託者は速やかに議事録を取りまとめ、委託者に報告するものとする。

第20条 庁内共有GISセットアップ

第13条から第17条で作成した図形及び属性データを庁内共有GIS用データ形式に変換し、データインストール作業を行う。搭載されたデータが同システムで正常に動作することを確認し、不具合、修正等を受託者の負担で行うものとする。

第21条 かいつかデジマップセットアップ

- (1) 庁内共有GIS用に変換されたデータから一部秘匿にするデータを除外するなどして、かいつかデジマップに搭載されている水道台帳のデータを更新するものとする。
- (2) 更新する際は一度テスト用サイトに搭載し、それを発注者が確認し、承認を得てから本番サイトに搭載するものとする。

第22条 窓口閲覧システムセットアップ

- (1) 庁内共有GIS用に変換されたデータについて、窓口閲覧システムにおいても正常に動作することを現地環境にて確認するものとする。

第23条 製本図面作成

(1) 図面作成

補正後の管路情報について、印刷製本を作成するため、整飾を調整し、図面出力を行う。
製本のほか、A3用紙を紙出力して提出すること。

(2) 製本作成

製本は以下の2種類を作成するものとする。表紙の色については協議により決定する。

①A1サイズ（折りたたんでA2）背張り製本

- ・製本サイズ：縦78.2cm×横50cm

②縮小版A2サイズ（折りたたんでA3）背張り製本

- ・製本サイズ：縦36.1cm×横25.7cm

製本は図郭の上部から、地区ごとに以下の6分冊とする。

- ・ No.1・2・3

- No. 4 • 5
- No. 6 • 7 • 8
- No. 10 • 11 • 12
- No. 14 • 15 • 16 • 17 • 18 • 19 • 21 • 22
- 阪南地区

第4章 成果品

第24条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 業務報告書 | 1部 |
| (2) 打合せ記録簿 | 1部 |
| (3) 配水管図形属性データ (Shape形式) | 一式 |
| (4) 給水管図形属性データ (Shape形式) | 一式 |
| (5) ファイリングデータ (PDF形式) | 一式 |
| (6) データインストール後の水道管理システム環境 | 一式 |
| (7) 印刷製本 (A1版) | 1部 (6冊) |
| (8) 印刷製本 (A2縮小版) | 2部 (12冊) |
| (9) 紙出力 (A3縮小版) | 1部 |